

岩手県医療局管理規程第11号

医療局薬剤師奨学金返還資金貸付規程を次のように定める。

令和8年7月21日

岩手県医療局長 吉 田 陽 悦

医療局薬剤師奨学金返還資金貸付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、医療局薬剤師奨学金返還資金貸付条例（令和8年岩手県条例第49号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付けの要件)

第2条 条例第3条第3号の局長が別に定める要件は、新たに県内の病院で薬剤師の業務に従事する意思があること等の条件に適合する者として別に定めるところにより知事の認定を受けていることとする。

(貸付けの申請)

第3条 条例第3条の規定により返還資金の貸付けを申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める様式による医療局薬剤師奨学金返還資金貸付申請書に次に掲げる書類を添えて局長に提出しなければならない。

- (1) 奨学金の返還に係る債務の額及び毎月の返還額を証する書類
- (2) 前条の認定を受けていることを証する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、局長が必要と認める書類

(貸付けの決定)

第4条 局長は、前条の医療局薬剤師奨学金返還資金貸付申請書を受理したときは、その内容を審査し、返還資金を貸し付けることに決定したときは別に定める様式による医療局薬剤師奨学金返還資金貸付決定通知書により、返還資金を貸し付けないことに決定したときは別に定める様式による医療局薬剤師奨学金返還資金貸付不承認通知書により当該申請者に通知するものとする。

(貸付金額)

第5条 条例第4条の局長が定める額は、奨学金の毎月の返還額の範囲内で申請者が貸付けを希望する額とする。

(貸付方法の特例)

第6条 条例第5条ただし書の局長が別に定める方法は、借受者が毎年3月に奨学金の繰上返還をしようとする場合において、当該繰上返還の額（その額が繰上返還をしようとする年度に返還資金の貸付けを受けた月数に50,000円を乗じて得た額から当該年度に既に貸付けを受けた額を減じて得た額を超える場合にあっては、当該額）の範囲内で返還資金を一括して貸し付ける方法とする。

(借用証書)

第7条 借受者は、返還資金の貸付けが完了したとき、又は条例第6条の規定により返還資金の貸付けを廃止されたときは、貸付額に対する別に定める様式による医療局薬剤師奨学金返還資金借用証書を局長に提出しなければならない。ただし、借受者が第13条第2項の規定による貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務（以下「返還等債務」という。）の額の全部の免除の決定の通知を受けたときは、この限りでない。

2 借受者が第13条第2項の規定による返還等債務の額の一部の免除の決定の通知を受けた場合における前項本文の規定の適用については、同項本文中「貸付額」とあるのは、「貸付額から貸付額の返還に係る債務の一部の免除を受けた額を控除した額」とする。

(返還資金の貸付金額の変更)

第8条 借受者は、返還資金の貸付金額の変更を受けようとするとき（条例第5条ただし書の局長が別に定める方法による貸付けを受けようとするときを含む。）は、別に定める様式による医療局薬剤師奨学金返還資金貸付金額変更申請書を局長に提出して、その承認を受けなければならない。

2 局長は、前項の医療局薬剤師奨学金返還資金貸付金額変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更を承認したとき

は別に定める様式による医療局薬剤師奨学金返還資金貸付金額変更承認通知書により、変更を承認しないときは別に定める様式による医療局薬剤師奨学金返還資金貸付金額変更不承認通知書により当該借受者に通知するものとする。

（貸付けの休止）

第9条 条例第7条第2号の局長が別に定める事由は、次に掲げる事由とする。

- （1） 県立病院等以外の機関への出向
 - （2） 県外の病院等における研修
 - （3） 前2号に掲げるもののほか、局長が貸付けを休止する必要があると認める事由
- （返還明細書）

第10条 条例第8条第1項の規定により返還資金を返還しなければならない者（第13条第2項の規定による返還等債務の額の全部の免除の決定の通知を受けた者を除く。）は、条例第6条各号に掲げる事由の生じた日（同項の規定による返還等債務の履行の猶予の決定の通知を受けた者にあつては、当該猶予の事由の終了した日）から20日以内に、別に定める様式による医療局薬剤師奨学金返還資金返還明細書を局長に提出しなければならない。

2 前項の規定により同項の医療局薬剤師奨学金返還資金返還明細書を提出した者が返還資金の返還方法を変更しようとするときは、別に定める様式による医療局薬剤師奨学金返還資金返還方法変更承認申請書を局長に提出して、その承認を受けなければならない。

（業務従事期間の計算）

第11条 条例第9条の規定による業務従事期間の計算については、月数によるものとする。

2 前項に規定する業務従事期間の月数の計算については、次に定めるところによる。

- （1） 月により業務従事期間を計算する場合は、民法（明治29年法律第89号）第143条に定めるところによる。
- （2） 1月に満たない業務従事期間が2以上ある場合は、これらの業務従事期間を合算するものとし、これらの業務従事期間の計算については、30日をもって1月とする。
- （3） 業務従事期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。
 - ア 地方公務員法（昭和25年法律261号）第27条第2項及び第28条第2項の規定による休職の期間
 - イ 地方公務員法第29条の規定による停職の期間
 - ウ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定による育児休業をした期間
 - エ 育児休業法第10条第3項の規定による地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第5項において読み替えて適用する育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）をした期間があるときは、当該期間の初日から末日までの日数（以下「育児短時間勤務日数」という。）から、育児短時間勤務日数に育児短時間勤務を始めた後における1週間当たりの勤務時間の時間数をその者の1週間当たりの通常の勤務時間の時間数で除して得た数を乗じて得た日数を減じて得た日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを1日に切り上げた日数）を1月を30日として月に換算した期間
 - オ アからエまでに準ずる期間として局長が別に定める期間

3 前項の規定により計算した業務従事期間に1日未満の端数が生じたときは、これを1日に切り上げるものとする。

（返還等の免除の額）

第12条 条例第9条第2号に該当する場合の返還等債務の免除の額は、当該借受者に係る業務従事期間を返還資金の貸付けを受けた期間の1.5倍に相当する期間で除して得た数値を貸付額及び利息相当額の合計額に乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（返還等の免除等の手続）

第13条 条例第9条の規定による返還等債務の免除又は条例第10条の規定による返還等債務の履行の猶予を受けようとする者は、当該事由の生じた日から20日以内に、別に定める様式による医療局薬剤師奨学金返還資金返還免除（猶予）申請書を局長に提出

しなければならない。

- 2 局長は、前項の医療局薬剤師奨学金返還資金返還免除（猶予）申請書を受理したときは、その内容を審査し、返還等債務を免除し、又は返還等債務の履行を猶予することに決定したときは別に定める様式による医療局薬剤師奨学金返還資金返還免除（猶予）決定書により、返還等債務の免除又は返還等債務の履行の猶予をしないことに決定したときは別に定める様式による医療局薬剤師奨学金返還資金返還免除（猶予）不承認通知書により、当該借受者に通知するものとする。

（届出）

第14条 借受者は、返還資金の貸付けを辞退しようとするときは、別に定める様式による医療局薬剤師奨学金返還資金貸付辞退届を局長に提出しなければならない。

- 2 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を局長に届け出なければならない。

- （1） 氏名又は住所を変更したとき。
- （2） 奨学金の毎月の返還額に変更があったとき。
- （3） 奨学金の返還に係る債務について遅滞の責任を負ったとき。
- （4） 奨学金の返還が免除されたとき。
- （5） 奨学金の返還を猶予されることとなったとき又は当該猶予の期限が到来したとき。

（貸付台帳等）

第15条 局長は、返還資金の貸付けを行ったときは、別に定める様式による医療局薬剤師奨学金返還資金貸付台帳及び医療局薬剤師奨学金返還資金貸付整理簿を備え付け、資金の管理をするものとする。

附 則

この規程は、令和8年7月21日から施行する。